

ユニット型特別養護老人ホーム木もれ日苑

ユニット型指定短期入所生活介護
ユニット型指定介護予防短期入所生活介護

運営規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高邦福祉会が設置運営するユニット型特別養護老人ホーム木もれ日苑（以下「施設」という。）のユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業（以下、「事業者」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービス（以下、「（介護予防）短期入所生活介護サービス」という）の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針と運営方針)

第2条 事業者における指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者が要介護者等になっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業者は、地域の医療・介護・福祉サービス等と連携し、利用者一人一人にあった生活ケア及び健康管理の支援を行い、安心して生活ができるよう取り組んでいき、地域住民の方々をはじめ世代を超えた交流ができる事業者として、地域に開かれた施設の運営を行うものとする。また、生活リハビリテーションを積極的に取り入れ、要介護状態の方でもその人らしい「暮らしの継続」ができるよう支援していき、職員は日々研鑽し専門性を高め、より質の高いケアサービスを提供できるよう取り組んでいくものとする。

(事業者の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称 特別養護老人ホーム 木もれ日苑
住所 福岡県大川市中木室934番地

(定員)

第4条 事業の定員は10名とする。

2 ユニット数及びユニットごとの利用定員は次の各号に掲げるとおりとする。

一 ユニット数 1ユニット
二 ユニットごとの利用定員 10名

第2章 従業者及び職務分掌

(従業者の区分及び定数)

第5条 事業者に次の従業者を置く。

- 一 管理者1名（兼務）
- 二 生活相談員1名以上（兼務）
- 三 介護職員3名以上
- 四 看護職員1名以上（兼務）
- 五 機能訓練指導員1名以上（兼務）
- 六 医師（嘱託医）1名以上
- 七 管理栄養士又は栄養士1名以上（兼務）

2 第1項に定めるもののほか、必要がある場合はその他の従業者を置くことが出来る。

(職務)

第6条 従業者の職務分掌は次のとおりとする。

一 管理者

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。

二 生活相談員

利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は身元引受人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

三 介護職員

利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

四 看護職員

医師の診療補助、及び医師の指示を受けて利用者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

五 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

六 医師

利用者の診療、及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

七 管理栄養士又は栄養士

利用者に提供する食事の管理、利用者の栄養指導に従事する。

(事務分掌)

第7条 従業者ごとの事務分掌及び日常業務の分担については管理者が別に定め、利用者に対する適切な（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供を確保するものとする。

第3章 利用者に提供する（介護予防）短期入所生活介護サービスの内容及び費用負担

（基本原則）

第8条 事業者は、利用者の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定（介護予防）短期入所生活介護を提供する。

- 2 事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携をとり、サービスの提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。
- 3 事業者は、利用者のプライバシーの確保に配慮してサービスを提供する。
- 4 事業者は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。
- 5 従業者は、サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。
- 6 サービスの提供に当たっては、利用者の人権に十分配慮し、心身の虐待行為の禁止は勿論のこと、利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。また、利用者の人権、社会的身分、門地、宗教、思想、信条等によって差別的又は優先的取扱を行ってはならない。

（（介護予防）短期入所生活介護の計画）

第9条 事業者の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供開始前から終了後に至るまでの利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）短期入所生活介護計画を作成するものとする。

- 2 管理者は、（介護予防）短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得て、交付することとする。

（介護）

第10条 介護は、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。

- 一 1週間に2回以上の入浴又は清拭
- 二 栄養状態を把握し、適切な時間に提供する食事及び介護支援
- 三 トイレでの排泄自立についての必要な支援
- 四 おむつ使用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り替え
- 五 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

(相談及び援助)

第11条 生活相談員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は身元引受人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与)

第12条 管理者は利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援するものとする。

2 管理者は利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又は身元引受人（家族等）において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。

(機能訓練)

第13条 機能訓練指導員は、利用者に対し、（介護予防）短期入所生活介護サービス計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第14条 管理者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、その記録を個人別に記録しておくものとする。

2 医務室には、常時必要な医薬品及び診療用器材器具を備え付ける。

3 利用者に入院の必要な事態が生じた場合には、速やかに別に定める協力病院等に引き継ぐものとする。

(送迎範囲地域)

第15条 通常の送迎範囲は、大川市、柳川市、大木町、久留米市城島町、佐賀市諸富町とする。

(サービスの利用料及び費用等)

第16条 第10条から第15条に規定するサービスの提供は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令に規定する利用料負担により実施する。

2 前項の利用料負担によるサービスのほか、次の各号に掲げる事項については、利用者から費用の支払いを受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 居住に要する費用

三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用

五 理美容代

- 六 前各号のほか日常生活において通常必要となるものであって、利用者に負担させることが適当と認められる便宜の提供
- 3 前項第六号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、管理者が別に定める。
 - 4 第2項各号に規定する（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供にあたっては、利用者又は身元引受人（家族等）に対し、その内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。ただし、同項第一号から第六号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。
 - 5 第2項及び第3項に規定する（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供に係る会計及び第10条から第15条までに規定するサービスの提供に係る会計は、それぞれ施設が行う他の事業会計と区分するものとする。
 - 6 管理者は、利用者が負担すべきサービスの利用料及び費用を請求するにあたっては請求書を、当該請求に基づき利用者から支払を受けた時には領収書を、それぞれ利用者に交付するものとする。また、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第15条に規定する「法定代理受領サービス」に該当しない（介護予防）短期入所生活介護サービスに係る利用料の支払いを受けたときには、当該サービス提供に係る証明書を交付するものとする。
 - 7 管理者は、前項に規定する食費及び居住費の額を変更するときは、あらかじめ、利用者又は身元引受人（家族等）に対し、変更後の額及びその根拠について説明を行い、同意を得なければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

- 第17条 管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。
- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。
 - 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（（介護予防）短期入所生活介護サービス提供に関する記録）

- 第18条 サービスの実施状況及び利用者の解決すべき課題の把握に資するため、（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供においては次に掲げる記録を整備するものとする。
- 一 サービス提供に関する記録
 - イ （介護予防）短期入所生活介護サービス計画書
 - ロ サービスの提供の状況及び利用者の施設での生活の経過に係る記録
 - 二 第17条に規定する市町村への通知にかかわる記録
- 2 前項に掲げる記録については、保険給付支払いの日から5年間備えておくものとする。

第4章 サービス利用にあたって利用者が留意すべき事項

(面会)

第19条 利用者に面会をしようとする者は、面会簿に所定事項を記載し管理者の確認を得て面会しなければならない。

(身上変更の届出)

第20条 利用者は、身上に関する重要な変更が生じたときは速やかに管理者に届け出なければならない。

(禁止行為)

第21条 利用者は事業者内で次の行為をしてはならない。

- 一 管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒すること。
- 二 指定された場所以外で火気を用い、又は自炊すること。
- 三 けんか、口論、泥酔等で他人に迷惑をかけること。
- 四 その他管理者が定めたこと。

(損害賠償)

第22条 利用者が、故意又は過失によって事業者の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ又は原状に回復させることができる。

第5章 非常災害対策

(非常災害対策)

第23条 管理者は常に非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に必要な訓練を行うものとする。

- 2 利用者は前項の対策に可能な限り協力しなければならない。
- 3 従業者は事業継続計画（BCP）に応じた対応に至るよう、目的と重要性を含め理解し、適切に災害や緊急事態の対応ができる体制を構築する。（自然災害等に伴う非常災害時、新興感染症等に伴う非常災害時を含む。）
 - 1年を通し訓練を実施する。（風水害・地震・防犯・感染症関連の訓練及びシミュレーション等を消火・通報及び避難の訓練に加え実施する。）その際、運用可能な計画に至っているか事業継続計画（BCP）の見直しを継続的に行う。

第6章 その他事業者の運営に関する重要事項

(サービスの評価)

第24条 管理者は、自らの施設が提供するサービスの質について評価を行い、常にその

改善を図るものとする。

(苦情等への対応)

第25条 管理者は、(介護予防)短期入所生活介護サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について利用者に報告するものとする。

2 管理者は、利用者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

3 管理者は、苦情を申し立てた利用者に対していかなる差別的な取扱いも行っていない。

(身体拘束の廃止)

第26条 施設は、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。

2 緊急やむを得ない場合の要件として、「切迫性」「非代替性」「一時性」の要件を満たしているか判断する際は、管理者、生活相談員、看護師、機能訓練指導員、介護職員等、事業所職員にて協議するものとする。また、必要に応じ主治医や利用者の担当介護支援専門員等にも確認を行う。

3 緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合は、利用者の家族等に説明し同意を得る。

4 身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録する。

5 身体拘束等を原則行わないことについても、その家族等の理解及び協力が必要不可欠であるため、「身体拘束がもたらす多くの弊害」についても利用者及びその家族等へ説明する。

(高齢者虐待等の禁止と防止)

第27条 施設は、利用者等の人権擁護及び虐待防止を推進し、高齢者虐待の早期発見、早期対応を図るとともに、利用者及びその家族等の支援を行いその負担の軽減を図る。高齢者虐待とは、養護者(高齢者を現に養護している家族、親族、同居人等)、養介護施設従事者等(介護保険施設等の入所施設、介護保険居宅サービス事業者、老人福祉法や介護保険法で規定されている高齢者向けの福祉・介護サービスに従事する職員)が行う次のような行為である。

一 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 介護世話の放棄・放任(ネグレクト)

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長期間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

三 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的

外傷を与える言動を行うこと。

四 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

五 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2 未然防止のための措置

利用者等の人権擁護及び虐待防止のため、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努める。

一 虐待防止指針の整備と職員への周知

二 虐待防止研修の実施

「虐待防止」「身体拘束防止」「権利擁護」に係わる研修を年1回以上実施する。

2月に1回程度、虐待防止チェックシートを用い職員が自身の行動を振り返る機会を設ける。

三 虐待防止責任者の選定と虐待防止委員会の定期開催（年1回以上）

虐待防止責任者を選定し事業所内にて虐待防止委員会を開催する。また、グループの介護保険事業所間で開催する虐待防止委員会にも参加し情報共有・虐待防止に努める。

四 ケアプランに基づき（介護予防）短期入所生活介護サービス計画書を作成し、適切な支援の実施に努める。変更が妥当と考えられる場合は担当の介護支援専門員へ報告し、虐待に繋がることが無いよう連携を図る。

3 発生時の対応

養護者又は養介護施設従事者等による、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに対応する。

一 虐待の事実確認と記録

二 職員への聞き取り調査

三 利用者・家族への説明と支援

四 関係機関（市町村・居宅介護支援事業者・包括支援センター等）への報告・通報

※生命・身体に危険がある状況では警察への相談・報告・通報も実施

五 再発防止策の検討と職員への周知

（秘密の保持）

第28条 従業者は、業務上知り得た利用者又は身元引受人（家族等）の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者による秘密の保持に関する措置については、別に定める。

2 管理者が医療保険サービス機関や介護保険サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

（衛生管理）

第29条 管理者は、利用者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症の発生又はま

ん延の防止を図るため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- 一 衛生知識の普及
- 二 年2回以上の大掃除
- 三 月1回以上の整理整頓
- 四 適宜の消毒
- 五 その他利用者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症の発生又はまん延の防止に必要な事項

(事故発生時の対応)

第30条 管理者は、(介護予防)短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及び身元引受人(家族等)に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとする。

(地域との連携)

第31条 管理者は、その運営にあたっては、地域との交流に努めるものとする。

第7章 雑 則

(他法令との関係)

第32条 この規定に定めていないことについては、関係法令に定めるところによる。

附 則

この規程は平成30年4月1日から施行適用する。

この規程は令和5年4月1日から施行適用する。

この規程は令和6年2月1日から施行適用する。

この規程は令和6年4月1日から施行適用する。

この規程は令和7年12月1日から施行適用する。

木もれ日苑ショートステイ 料金表

⑧短期入所生活介護(ユニット型)

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	備考	
1日の単位数	7,040	7,720	8,470	9,180	9,870		
連続61日以上	6,700	7,400	8,150	8,860	9,550		
加算	生活機能向上連携加算1(1月につき)				2,000	○	いずれか一方。
	生活機能向上連携加算2(1月につき)				1,000		
	機能訓練体制加算(1日につき)				120	○	
	医療連携強化加算(1日につき)				580	○	対象者のみ
	認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間限度)(1日につき)				2,000	○	対象者のみ
	送迎加算(片道につき)				1,840	○	送迎を行う場合のみ
	緊急短期入所受入加算(7日間限度)(1日につき)				900	○	対象者のみ
	療養食加算(1日に3回を限度)(1回につき)				80	○	対象者のみ
	夜勤職員配置加算(Ⅱ)(1日につき)				180	○	
	長期利用者提供減算(31日~60日まで)				-300	○	対象者のみ
	生産性向上推進体制加算Ⅱ(1月につき)				100	○	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1日につき)				220	○		
2024年5月31日まで	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(1日につき)				上記算定した単位数合計の1,000分の83		
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)				処遇改善加算(Ⅰ)を除く、上記算定した単位数合計の1,000分の27		
	介護職員等ベースアップ等支援加算				処遇改善加算(Ⅰ)、特処(Ⅰ)を除く、上記算定した単位数合計の1,000分の16		
2024年6月1日から	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)				上記算定した単位数合計の1,000分の114		

⑨介護予防短期入所生活介護(ユニット型)

要介護度	要支援1	要支援2	備考		
1日の単位数	5,290	6,560			
加算	生活機能向上連携加算1(1月につき)		2,000	○	いずれか一方。
	生活機能向上連携加算1(1月につき)		1,000		
	機能訓練体制加算(1日につき)		120	○	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間限度)(1日につき)		2,000	○	対象者のみ
	送迎加算(片道につき)		1,840	○	送迎を行う場合のみ
	療養食加算(1日に3回を限度)(1回につき)		80	○	対象者のみ
	生産性向上推進体制加算Ⅱ(1月につき)		100	○	
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1日につき)		220	○	
2024年5月31日まで	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(1日につき)		上記算定した単位数合計の1,000分の83		
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		処遇改善加算(Ⅰ)を除く、上記算定した単位数合計の1,000分の27		
	介護職員等ベースアップ等支援加算		処遇改善加算(Ⅰ)、特処(Ⅰ)を除く、上記算定した単位数合計の1,000分の16		
2024年6月1日から	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		上記算定した単位数合計の1,000分の114		

食事単価	朝食	昼食	夕食	合計	提供実態に応じて一食毎の請求となります。
	450円	650円	650円	1,750円	

居住費	2,240円/1日
-----	-----------

利用者負担第一段階	利用者負担第二段階	利用者負担第三段階①	利用者負担第三段階②
食費 300円	食費 600円	食費 1,000円	食費 1,300円
居住費 880円	居住費 880円	居住費 1,370円	居住費 1,370円

※介護報酬の単位数は四捨五入した単価を算出し、金額換算する。また、この計算の後、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第73号) 附則第12条に規定する単位数の計算を行う場合も、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行うが、小数点以下の端数処理の結果、上乘せされる単位数が1単位に満たない場合は、1単位に切り上げて算定する。

特別養護老人ホーム 木もれ日苑 日常生活消耗品 施設管理料金一覧

	品目	単品準備			品目	単品準備		施設パック
		単価(円)	税込(円)			単価(円)	税込(円)	
1	箱ティッシュ(5箱)	500円	550円	9	ポリグリップ S40g	600円	660円	130円/日
2	ウェットティッシュ	400円	440円	10	エプロン	1200円	1320円	
3	トイレトーパー(12ロール)	600円	660円	11	ボディタオル	400円	440円	
4	ハンドソープ	500円	550円	12	ベビーオイル	700円	770円	
5	綿棒	200円	220円	13	マスク	300円	330円	
6	歯ブラシ	200円	220円	14	コップ	300円	330円	
7	歯磨き粉	200円	220円	15	電池(10本入り)	350円	385円	
8	ポリデント(48錠)	550円	605円	16	櫛(くし)	700円	770円	

※上記より5つ選択していただきます。

※単品準備はその都度家族に連絡し、了解を得たうえで補充します。

※施設パックは定期的に施設側で補充を実施します。

サービスの種別	料 金	内 容
家電製品使用に係る電気料1	各1台 30円/日	テレビ(持込)、冷蔵庫 等
家電製品使用に係る電気料2	各1台 10円/日	PC系・携帯電話・ゲーム機 等
家電製品使用に係る電気料 TV貸出	200円/日	施設貸出
学習療法教材費	2,900円/月	くもん式学習療法導入予定
理美容代	実 費	理容師・美容師の出張によるサービス
特別な食品等	実 費	ヨーグルトや栄養補助食品等
特別な食事	実 費	ご希望に基づいた特別な食事(酒類を含む)
レクリエーション、クラブ活動、行事に要した費用	実 費	希望によりレクリエーションやクラブ活動等に参加して頂くことが出来ます
複写物の交付	10円/枚	白黒コピー1枚につき
日常生活上必要となる費用	実 費	日常生活品の購入代金等利用者様の日常生活に要する費用
日常生活上必要となる費用:施設パック <input type="checkbox"/> 希望する / <input type="checkbox"/> 希望しない	130円/日	希望者のみ
買い物サービス	330円/1回	希望により職員の付添いにて支援します。

※その他項目にない物については協議、検討させていただきます。